



長野県訓令第2号

衛生部
県立病院

長野県病院事業財務公印規程（昭和37年長野県訓令第3号）は、平成22年3月31日限り、廃止します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

病院事業局

長野県教育委員会訓令第3号

東筑摩郡波田町立波田小学校
東筑摩郡波田町立波田中学校
東筑摩郡波田町立波田中学校松原分校

平成22年3月31日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成22年3月29日

長野県教育委員会

平成22年3月30日において、現に次の表の左欄に掲げる町の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸又は給料月額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 欄	右 欄
東筑摩郡波田町	松本市

義務教育課

長野県教育委員会訓令第4号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程（平成21年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月29日

長野県教育委員会

本則を次のように改める。

長野県中条高等学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員は、当該命ぜられている期間中長野県長野西高等学校に兼務を命ぜられたものとする。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月29日

長野県教育委員会

本則の1の表の4の項を次のように改める。

4	東信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	—
	東信教育事務所学校教育課長 東信教育事務所学校教育課主幹 指導主事	—	義務教育課
	南信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	—
	南信教育事務所学校教育課長 南信教育事務所学校教育課主幹 指導主事	—	義務教育課
	南信教育事務所飯田事務所長	—	義務教育課
	中信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	—
	中信教育事務所学校教育課長 中信教育事務所学校教育課主幹 指導主事	—	義務教育課
	北信教育事務所総務課長	教育総務課 職員相談員	—
	北信教育事務所学校教育課長 北信教育事務所学校教育課主幹 指導主事	—	義務教育課

本則の1の表の5の項を削る。

教育総務課

正 誤

平成21年11月13日付け長野県告示第531号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新」中

ページ 行(箇所) 誤 正
1 右側下から12 北西進 北進

平成21年11月13日付け長野県告示第533号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定猟具使用禁止区域の指定」中

ページ 行(箇所) 誤 正
5 左側下から7 平成31年10月31日まで 平成26年10月31日まで
右側25 平成31年10月31日まで 平成26年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室